

議案第19号

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表生活支援コーディネーターの項の次に次のように加える。

在宅療養コーディネーター	同 9,500円
--------------	----------

同表家庭相談員の項の次に次のように加える。

子育てコンシェルジュ	同 240,000円
------------	------------

同表ファミリーサポートセンターアドバイザーの項中「月額」を「同」に改め、バイオマス産業都市構想策定委員会委員の項中「バイオマス産業都市構想策定委員会委員」を「バイオマス活用推進協議会委員」に改め、柔道事故調査委員会委員の選考方針検討会議委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	年額 12,000円
-----------	------------

同表少年指導センターの項の次に次のように加える。

市史編さん懇談会委員	日額 12,000円
------------	------------

同表歴史民俗資料館運営委員会委員の項中「日額」を「同」に改め、同項の次に次のように加える。

歴史文化基本構想策定委員会委員	同 12,000円
-----------------	-----------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表歴史民俗資料館運営委員会委員の項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。